



資料編

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 資料1 | 越谷市緑の基本計画改定の経緯 | 126 |
| 資料2 | これまでの越谷市緑の基本計画の経過 | 127 |
| 資料3 | 越谷市緑の基本計画策定審議会・検討委員会 | 127 |
| 資料4 | 用語集 | 131 |

資料1 越谷市緑の基本計画改定の経緯

| 年 月 | 策定審議会・検討委員会など |
|--------------|--|
| 平成26年 8月19日 | 平成26年度（8月定例会）政策会議 ・越谷市緑の基本計画の策定（改定）について |
| 平成26年 10月 | 緑に関する市民アンケート調査の実施 |
| 平成27年 3月12日 | 第1回越谷市緑の基本計画策定検討委員会 ・越谷市緑の基本計画策定の趣旨等について ・越谷市緑の基本計画の概要について ・現行計画の進捗状況及び検証について |
| 4月22日 | 第1回越谷市緑の基本計画策定審議会 ・審議会へ諮問 ・越谷市緑の基本計画の趣旨及び概要について ・現行計画の進捗状況及び検証について |
| 6月23日 | 第2回越谷市緑の基本計画策定検討委員会 ・計画の基本理念・将来像・基本方針について ・計画の目標について |
| 7月28日 | 第2回越谷市緑の基本計画策定審議会 ・計画の基本理念・将来像・基本方針について ・計画の目標について |
| 9月25日 | 越谷市環境推進市民会議（ECO 勉強会） ・越谷市緑の基本計画について学ぼう！！ |
| 10月22日 | 第3回越谷市緑の基本計画策定検討委員会 ・計画の素案について |
| 11月19日 | 平成27年度（11月定例会）政策会議 ・越谷市緑の基本計画（素案）について |
| 11月27日 | 第3回越谷市緑の基本計画策定審議会 ・計画の素案について |
| 12月 3日～ 19日 | 13地区 地区説明会 |
| 12月18日～1月25日 | パブリックコメントの実施 ・素案の公表・意見聴取 |
| 平成28年 2月 5日 | 第4回越谷市緑の基本計画策定検討委員会 ・計画の原案について |
| 2月18日 | 第4回越谷市緑の基本計画策定審議会 ・計画の原案について ・審議会から答申 |
| 3月18日 | 平成27年度（3月定例会）政策会議 ・越谷市緑の基本計画（案）について |
| 3月下旬 | 越谷市緑の基本計画（改定版）策定 |

資料2 これまでの越谷市緑の基本計画の経過

| 計画名 | 策定年月 | 計画期間 |
|----------------|---------|--------------------|
| 越谷市緑の基本計画 | 平成11年3月 | 平成11年4月から平成28年3月まで |
| 越谷市緑の基本計画（改定版） | 平成28年3月 | 平成28年4月から平成43年3月まで |

資料3 越谷市緑の基本計画策定審議会・検討委員会

越谷市緑の基本計画策定審議会条例

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、越谷市緑の基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市緑の基本計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 環境関係団体を代表する者
- (4) 商工業団体を代表する者
- (5) 農業団体を代表する者
- (6) 自然保護団体を代表する者
- (7) 民有地の開発に関する団体を代表する者
- (8) 緑地保全活動団体を代表する者
- (9) 公募による市民

（任期）

第3条 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-------------|----|----|--------|--------|
| 緑の基本計画策定審議会 | 委員 | 日額 | 5,500円 | 2,500円 |
|-------------|----|----|--------|--------|

越谷市緑の基本計画策定審議会名簿（12名）

| No | 構成員種別 | 氏名 | 所属団体 | 備考 |
|----|----------------------------|---------------------|---------------------------------|----------------|
| 1 | 学識経験者 (2名) | おかだ ともひで 岡田 智秀 | 日本大学理工学部 | 会長 |
| 2 | | いしわたり たかひろ 石渡 高広 | 埼玉県越谷環境管理事務所 | |
| 3 | 自治会を 代表する者 | かわしま ひでお 川島 秀男 | 越谷市自治会連合会 | |
| 4 | 環境関係団体を 代表する者 | さいとう みつあき 斉藤 光明 | 越谷市環境推進市民会議 | 会長職務代理 |
| 5 | 商工業団体を 代表する者 | かじ あきとし 加地 昭俊 | 越谷市商工会 | |
| 6 | 農業団体を 代表する者 | かねこ としゆき 金子 利之 | 越谷市農業協同組合 | 第1回～ 第3回審議会 |
| | | とよだ よしてる 豊田 好輝 | | 第4回審議会 |
| 7 | 自然保護団体を 代表する者 | くまがい ゆうすけ 熊谷 雄介 | 公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 | |
| 8 | 民有地の開発に 関する団体を 代表する者 | とぼり たかし 戸張 隆 | 一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 越谷中央支部 | |
| 9 | 緑地保全活動団体を 代表する者 | さくらい たつお 櫻井 龍雄 | 特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト | |
| 10 | 公募による市民 (3名) | まるもと けんじ 圓本 謙次 | | |
| 11 | | たしろ やすこ 田代 靖子 | | |
| 12 | | ひらた なおこ 平田 尚子 | | |

越谷市緑の基本計画策定検討委員会名簿（21名）

| 役職 | 部 | 課 |
|-------|----------|----------|
| 委員長 | 都市整備部長 | |
| 副委員長 | 都市整備部副部長 | |
| 委員 | 企画部 | 企画課長 |
| | 総務部 | 総務管理課長 |
| | 協働安全部 | 市民活動支援課長 |
| | | 危機管理課長 |
| | 環境経済部 | 環境政策課長 |
| | | 産業支援課長 |
| | | 農業振興課長 |
| | 建設部 | 道路総務課長 |
| | | 道路建設課長 |
| | | 治水課長 |
| | | 営繕課長 |
| | | 維持管理課長 |
| | 都市整備部 | 都市計画課長 |
| | | 市街地整備課長 |
| | | 公園緑地課長 |
| | | 開発指導課長 |
| | | 建築住宅課長 |
| 教育総務部 | 生涯学習課長 | |
| | スポーツ振興課長 | |
| 学校教育部 | 学校管理課長 | |

※検討委員会名簿については、越谷市緑の基本計画策定検討委員会設置要領に基づく。

※都市整備部副部長は、市街地整備課長を兼務。

資料4 用語集（「*」が表示されている用語）

※掲載頻度の少ない用語については、掲載ページをカッコ書きに示しています。

あ行

維持管理団体（43P、61P、86P、87P、123P）

「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、市内の自治会、ボランティア団体、その他市長が認める団体で、市長の登録を受け、施設の維持管理に参加し、安全かつ快適に利用できる公園等の環境づくりを行っている。

ウッドチップ化（85P）

街路樹や公園の樹木を伐採・剪定した際に出た幹・枝などを細かく砕いて小片にすること。雑草生長の抑制や利用者の歩行における負担軽減などを図るために利用される。公園では、園路などでウッドチップが利用されることがある。

運動公園（8P、30P、31P）

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に運動することを目的とする公園で、都市の規模に応じて、1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

持続性の高い緑地（8P、30P、60P）

施策の推進にあたり、計画的に緑地を確保するために、担保性のある緑地のことで、都市公園、公共施設緑地等の施設緑地と生産緑地地区、農振農用地域における農用地等の地域制緑地等を合わせたものを示す。

屋上緑化（6P、74P、75P、76P、104P、116P）

都市の生活環境の向上を目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

か行

街区公園（8P、30P、31P）

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に街区内（公園から約250m以内）の居住者の利用を目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25ha程度を標準として配置する。

河川区域（7P、8P、10P、30P、35P）

「河川法」に基づき、堤防と堤防の間の河川としての役割をもち、河川管理者が指定した区域のこと。本計画においては、主に河川の水面と河川周辺の河川緑地のことを示す。

河川緑地（8P、10P、30P、34P、77P）

河川区域のうち、河川周辺における草木が生い茂った緑地のこと。

学校緑地（7P、8P、30P、34P、39P）

緑の防災機能を有することから、学校敷地全体を定義した緑地のこと。

環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者へ届出を義務付け、環境への影響を

監視することによって、区域内の環境を将来的に保全していくもの。

キタミソウ（22P、42P、83P、84P、114P）

北方のツンドラ地域を中心に広く分布しているが、国内では北海道、埼玉、奈良、熊本の各道県に隔離分布するとともに珍しい植物。市内では、葛西用水瓦曽根溜井で見られる。埼玉県レッドデータ絶滅危惧種 I B 類。

近隣公園（8P、30P、31P）

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に近隣（公園から約 500m以内）の居住者の利用を目的とする公園で、1箇所あたり面積 2.0ha 程度を標準として配置する。

景観協定（49P、75P、82P）

「景観法」に基づき、地区の住環境の維持・向上を図るため、土地の所有者等の合意によって、敷地内の緑化等の基準を定め、市長の認可を受けて、締結される協定のこと。

景観重要樹木（48P、68P）

「景観計画」に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

建築協定（49P、50P、75P、76P、82P）

「建築基準法」に基づき、地区の生活環境の維持・向上を図るため、土地の所有者等の合意によって、地区ごとに道路沿いの生垣や花壇の設置などの制限を定め、市長の認可を受けて、締結される協定のこと。

公園緑地等（7P、30P、32P、33P、60P）

「都市公園法」に基づく都市公園とふれあい公園、緑道などの都市公園以外の公園緑地等を合わせた緑地のこと。

工場立地法（43P、76P）

工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や準則等の公表を行い、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。緑化については、準則により、敷地面積の 20%以上の緑化整備を指導している。

荒廃農地（48P、70P）

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（79P）

トイレや園路広場などの公園施設をバリアフリー化することで、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、公共の福祉の増進を目的とした法律のこと。

コシガヤホシクサ (42P、83P)

ホシクサ科の一年草で、ため池の岸辺や河原、水中でも生育し、8～9月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅種として指定されている。

さ行

市街化区域 (23P、25P)

「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域 (23P、25P、106P)

「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

児童遊園 (7P、8P、30P、32P)

「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、開発者が開発行為等によって整備した面積100㎡以上の規模の小さい公園のこと。

市民環境セミナー (86P)

市民参加型の身近な環境調査や環境活動の内容を発表するセミナーのこと。

市民農園 (8P、30P、34P、42P)

土に親しみ、農作物を栽培することにより、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市が農地を借りて区画を市民に貸し出す農地のこと。

社寺林

神社や寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている樹林。

シラコバト (11P、42P、83P)

市政30周年を記念し、昭和63年11月3日に制定された市の鳥。灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物に指定され、昭和40年には県民の鳥に制定されている。

スポット広場 (49P、64P、77P、78P)

憩いや休息の場として、緑道や道路で小さな空間を利用して整備した広場。

生産緑地地区 (7P、8P、30P、35P、42P、64P、70P)

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定された農地のこと。

生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

総合公園（8P、30P、31P、92P）

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に市民の休息、散策、遊戯、運動などを総合的に利用することを目的とする公園で、都市の規模に応じて、1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。

総合振興計画（2P、11P、12P、52P、53P）

都市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるためのすべての基本となる計画のこと。

た行

耐震性飲料貯水槽（72P）

水道管に接続され、通常時には水が循環し、災害時には遮断され、1基あたり 100 m³の水道水が確保できる貯水槽のこと。

多自然川づくり（77P）

河川全体の自然の営みを考慮し、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する河川の管理のこと。

地区計画（49P、50P、75P）

「都市計画法」に基づき、個性豊かで魅力に満ちた市街地を形成するため、地区に応じたきめ細かいまちのルールを定めることができるもので、かき又はさくなどの構造の制限等を定め、より良好なまちづくりを進める計画のこと。

地区公園

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に徒歩圏内（公園から約 1000m以内）の居住者の利用を目的とする公園で、1箇所当たり面積 4.0ha 程度を標準として配置する。

中核市（18P）

平成 6 年、「地方自治法」の一部改正により、創設され、人口 20 万人以上を有する都市のこと。

鳥獣保護区（66P、67P、94P、98P）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護、繁殖を図るため、指定される区域のこと。

特定外来植物（83P）

「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」により指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある植物のこと。

都市計画マスタープラン（2P、11P、12P、53P）

「都市計画法」に基づき、「総合振興計画」、及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、都市づくりに関する基本的な方針を定めた計画のこと。

都市公園

「都市公園法」に基づき、設置された公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体が当該公園および緑地に設ける公園施設を含むもの。

都市緑地（8P）

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。

都市緑地法（2P、3P、8P、12P、35P）

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律のこと。

な行

農業振興地域（7P、8P、10P、30P、35P）

総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域のこと。

は行

バリアフリー化（50P、79P）

社会生活をしていく上で妨げとなる障害（バリア：Barrier）を除去（フリー：Free）するという意味で、段差など生活環境上の物理的障害を除去すること。

ヒートアイランド現象（3P、4P、37P、52P、57P）

アスファルト舗装、車の排気熱などの影響により、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。

ビオトープ（48P、71P、72P、74P、84P、108P）

地域の生物群集の生息空間のこと。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語。

フジバカマ（在来種）（22P、42P、83P、84P）

関東以西の本州、四国、九州の川などに野生する高さ1～1.5mの多年草。近年、河川改修などの影響で自生地が減っている。市では、埼玉鴨場西側の元荒川沿いなどで確認できる。

ふれあい公園（8P、30P、32P、33P、48P、79P、102P、104P、116P）

地域住民が多目的広場として利用することを目的に、市が設置する公園のこと。土地所有者から市が用地を借り受け、自治会が管理を行っている。1箇所当たり面積1,000～3,000㎡を標準として設置する。

壁面緑化（6P、74P、75P）

都市の生活環境の向上を目的として、建物の外壁物に植物を植え緑化すること。

ほじょう
圃場（85P）

水田や畑地、樹園地、牧草地などのこと。

ま行

まちの整備に関する条例（9P、49P、75P）

適正なまちづくりに必要な緑化施設を確保することにより、都市施策の継続及び計画的なまちの整備の推進を図ることを目的として制定された条例のこと。

緑のカーテン（74P、75P、76P）

ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物をネットにはわせ、窓の日差しを遮り、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

遊休農地（48P、70P）

農地であって、現に耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。

ら行

緑地協定（8P、30P、35P、75P、76P）

「都市緑地法」に基づき、土地の所有者等の合意によって、植栽する樹木の種類や場所など基準を定め、市長の認可を受けて、締結される協定のこと。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、河川や水路等を活かして、遊歩道として整備している緑地のこと。